

## 札幌市里親支援センター設置運営事業者の公募に係る質問への回答について

質 問	回 答
<p>(1) 里親支援センターの管轄地区は具体的にどこの地区になるか。</p> <p>(2) 里親等委託児童自立支援業務は全市内対象となっているが、管轄地域以外の里親からの相談にも応じるということか。</p>	<p>(1) 業務仕様書の「4 事業範囲」に記載のとおり、管轄地区は設置認可時に市が指定を行います。 なお、行政区を単位として、市域を分割する見込みです。</p> <p>(2) お見込のとおりです。なお、業務仕様書 12 の(3)のとおり、業務上疑義が発生した場合は、本市（児童相談所）と里親支援センターとの協議により業務を進めるものとします。</p>